

議案第58号 交野市障がい者(児)生活支援推進審議会条例の一部を改正する条例について

議案書37P～38P

1. 条例改正の目的

交野市が3年ごとに策定する障がい福祉計画・障がい児福祉計画（以下「計画」という。）について、交野市障がい者（児）生活支援推進審議会に諮問し審議等をお願いしているが、計画の審議期間中に委員の任期が切れないようにするために、現委員の任期についての特例を定めるもの。

2. 条例改正の内容

条例第4条で委員の任期を「3年」としているが、計画策定中に委員の任期が切れないようにするため、現委員（任期：令和5年7月28日から令和8年7月27日までの間）の任期について、第4条の規定に関わらず、令和7年3月31日までとすることを附則に追加するもの。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和5年10月定例会

	議案第58号 交野市障がい者(児)生活支援推進審議会条例の一部を改正する条例について	政策等の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）		
〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、交野市障がい者（児）生活支援推進審議会を置くもの。	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
					一般財源
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
本審議会は3年ごとに策定する計画の審議も行っているが、その審議の期間中に委員任期が切れることのないよう、所要の改正を行うもの。					
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉				
令和5年6月19日に第1回の審議会が開催され、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定にかかる1回目の審議が行われたが、後3回の審議を残して一旦委員の任期が切れることから、次期計画策定において、審議期間中に委員の任期が切れることが無いように条例を改正するもの。	まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	目標	2. みんなが互いを認め支え合い、笑顔と元気があふれるまち		
		分野・方針	7. 障がい福祉		
		施策	障がい児者福祉サービスの充実		
	○その他の計画（該当する場合のみ）				
	計画名称				
	策定年度				
	計画期間				
〈市民参加の状況〉					
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）					
	〈政策等の実施時期〉	公布の日			
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
	福祉部	障がい福祉課	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無（新旧対照表 他）		

交野市障がい者(児)生活支援推進審議会条例（平成25年条例第5号）新旧対照表

新	旧
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定に基づく障害児福祉計画の策定と進捗に関する事項について調査及び審議するほか、必要に応じ、障がい者（児）施策に係る総合的調整及び事業推進について意見交換を行う。</p> <p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1</u> 略</p> <p><u>（任期の特例）</u></p> <p><u>2</u> <u>令和5年7月28日に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、障害者基本法（昭和45年法律84号）第11条第3号の規定に基づく障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定に基づく障害児福祉計画の策定と進捗に関する事項について調査及び審議するほか、必要に応じ、障がい者（児）施策にかかる総合的調整及び事業推進について意見交換を行う。</p> <p>附 則</p> <p>略</p>